

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	5 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	9 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 1 月から同年 3 月まで

国民年金に加入してから全て納付しているはずであり、領収証書もほとんど保存しております。たまたま昭和 54 年 1 月から同年 3 月までの分は、この当時引っ越しをしたことから紛失してしまったと思われます。ほかの引っ越しの時にもちゃんと納付しており、この期間だけ未納となっていることに納得できません。調査をお願いします。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き 10 年余りの任意加入期間の全てが保険料納付済みであり、申立人が所持する領収証書により納付期限内に規則正しく納付していることが確認できることから、国民年金に対する納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立期間の保険料は、納付時期が転居時であったことから、納付には特に注意を払っていたとしており、今までの 7 回の転居時において未納は無く適切に手続が行われていたことが推認でき、当該期間の保険料についても納付したと考えるのが自然である。

さらに、申立人に係る社会保険庁の被保険者台帳において、当該年度の各月分の記録が確認できず、年度末の転居のため市町村との連絡事務が適正に行われなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 40 年 6 月まで

サラリーマンの妻なのでしばらく納付していなかったが、納税組合の集金役が回ってきて、夫が役場に集金した保険料を持って行った際、今納めればみんなと同じように年金がもらえると聞いて、後日、抜けていた期間を月額 900 円の時に一括納付した。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、今なら一括納付できるとの説明を受け、未納期間の保険料を役場で一括納付したと主張しており、当時、旧 A 町では特例納付の勧奨を行い、過年度の保険料は、納付者に役場へ直接持ってきてもらうのが原則であったことが確認できることから、申立人の主張に不自然なところはない。

また、月額保険料 900 円の時に一括納付したと主張しているのは、第 2 回特例納付のことであると考えられ、未納期間について特例納付することが可能であり、保険料月額も一致している。

さらに、申立人は、昭和 50 年 4 月に、43 年 4 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料を特例納付していることが確認でき、特例納付は、先に経過した期間から順に納付することとされていることから、申立期間の国民年金保険料についても、特例納付により納付したと考えるのが自然である。

加えて、時効になっていない期間を特例納付の保険料額で収納し、後日、過年度納付額との差額を還付しているなど、行政側の収納事務に不適切な点も見受けられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から45年3月まで

私は、昭和45年か46年ころ、A村役場から夫婦二人の国民年金保険料の未納に関する通知が来たので、役場の窓口で夫婦二人分のそれまでの未納分の保険料を支払いに行った。それ以降は、地区の納付組織に、夫婦二人分を一緒に支払っていた。しかし、平成19年ころ、社会保険事務所で亡夫の年金加入記録を確認したところ、申立期間が夫のみ未納との回答を得た。夫の分だけ未納となっていることに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間のうち、申立期間を除く22年の間、国民年金保険料を納付しており、昭和51年度からは付加保険料も納付しているなど、申立人には国民年金への高い納付意識がうかがわれる。

また、申立人の妻も、国民年金加入期間は全て国民年金保険料を納付している上、昭和46年4月から平成4年6月までの間、保険料の納付日は夫婦同一であることが確認できる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和45年10月に払い出されている上、申立人の妻は、45年10月に、自身の厚生年金保険被保険者期間の終わる42年9月から44年12月までの間につき、特例納付及び過年度納付を行っている。

加えて、A村役場では、「当時、特例納付は役場窓口で取り扱っており、受け付けた保険料は同役場の指定金融機関に納付しに行った。」としており、社会保険事務所に残る申立人の妻の特例納付に係る領収済通知書には、申立人が通常利用していなかった金融機関の領収印が押印されている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 4 月から 48 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続及び保険料の納付については、すべて亡夫に任せていた。私が 65 歳になったら満額もらえるようにと頑張って納付してくれており、貯金を使ってまとめて納付したということも聞いている。申立期間について、夫の保険料は納付しているのに、私の保険料が未納となっているのには納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間中の納付状況が申立人の夫の納付状況とほぼ一致しており、その夫は、昭和 42 年 4 月から 47 年 12 月までの保険料を、第二回の特例納付実施期間である 50 年 12 月 15 日に特例納付している。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、昭和 36 年 6 月 26 日に夫婦連番で払出されており、納付日の確認できる 38 年 4 月から 39 年 1 月までの間及び 39 年 4 月から 40 年 3 月までの間の国民年金保険料はいずれも夫婦同日に納付しているなど、基本的に夫婦一緒に保険料を納付していたものと推認される。

さらに、A 市 B 区に保管されている国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の同名簿にはそれぞれ「50. 12. 15 本人来所納付申立」と記載されており、申立人の夫はその日の昭和 50 年 12 月 15 日に特例納付しており、申立人だけが特例納付の手続をしなかったとするのは不自然とも考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和43年4月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月15日から同年5月16日まで

私は、昭和43年4月15日付でA本社から同社C営業所に転勤となった。社会保険庁の記録では、昭和43年4月が1か月間空白となっている。私にとっては、この1か月の厚生年金の記録は勤務した証として貴重なものであるため、記録の訂正を求めたい。

第3 委員会の判断の理由

A社の辞令、同社からの回答書及び昭和43年分の源泉徴収票により、申立人が同社に継続して勤務し（昭和43年4月15日に同社本社から同社C営業所（社会保険庁の記録上は同社B工場）に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和43年5月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、確認できる関連資料及び周辺事情は無いものの、事業主は、厚生年金保険被保険者資格取得届の記載を誤ったとしていることから、事業主が申立期間に係る資格取得日を昭和43年5月16日と届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年4月分の保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から40年3月まで

社会保険事務所に私の国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和37年11月から40年3月の期間の納付記録が見当たらないとの回答をもらった。

この当時の国民年金保険料は、居住していた地域の集会所で、毎月5日に支払っていたことを覚えている。納付の証拠書類等は何も残っていないが、未納とは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により昭和42年6月22日に払い出されていることが確認でき、その時点では申立期間は時効により納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人に係る国民年金被保険者台帳により、昭和40年4月から42年3月までの期間は42年8月2日に過年度納付していることが確認できるが、申立人は、保険料をさかのぼって納付した記憶が無く、当時の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から59年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から59年9月まで

母親の勧めで、国民健康保険に加入するためA市役所に出向き、その際、国民年金の係員が、約5年分の保険料を分割して1、2年のうちに納付すれば厚生年金保険の加入期間につなぐことができ、将来の年金受給額が多くなる旨説明を受けた。その後、2年くらいかけ、毎回、2万円から2万5,000円の保険料を納付したことを覚えている。納付が記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所で保管している国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和62年2月21日に払い出されたことが確認でき、その時点では、申立期間の保険料は、時効により納付することができない上、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、5年分の保険料を分割して納付したと主張しているが、申立期間を納付可能期間とする特例納付制度は実施されておらず、市役所の職員が、時効を越えて申立期間の保険料納付を勧奨したとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 2 日から同年 10 月 9 日まで

在学中に県職員の採用試験に合格していたが、いつから採用になるか分からなかったため、昭和 31 年 3 月 1 日に学校を卒業した翌日に A 社に就職した。その後、同年 12 月 15 日に職員採用が決まったため、同社を退職した。

厚生年金資格取得日が昭和 31 年 10 月 10 日となっているが、同年 3 月 2 日から勤務しているため、記録の訂正を申し立てます。

第3 委員会の判断の理由

同時期入社で業務内容や勤務形態が同じであった複数の同僚などの証言及び事業主が発行した在籍証明書により、申立人は申立期間中に A 社に勤務していたことを推認することができる。

しかし、申立人は県職員の採用試験に合格しており、当該採用通知が来れば、同社を退職することについて、当時の事業主と申立人との間で共通の認識があり、入社当時の厚生年金保険の加入について、申立人と同時期入社と同僚とは少なからず差異があったと推察される。

また、社会保険庁保管の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、昭和 30 年 10 月 18 日から 33 年 8 月 12 日までの期間中に資格を取得した健康保険被保険者の整理番号に欠番はなく、その期間中の 31 年 3 月 2 日から厚生年金保険に加入したとする申立人に対しほかに健康保険整理番号が払い出された形跡が見当たらない。

加えて、社会保険庁で保管している被保険者名簿に資格取得日が昭和 31 年 10 月 10 日で、健康保険証の交付日が同年 10 月 24 日と記録されており、事務処理上に不自然な点は見られない。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険料が控除された事実を確認できる給与明細書等の関係資料等も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関係資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月から 58 年 8 月まで
昭和 55 年 3 月から 59 年 9 月末までA市にあったB社に勤務していた。
昭和 58 年 8 月に一旦退職したが、再入社した同年 9 月以降の加入記録し
かない。入社後の 3 年間厚生年金保険に加入していなかったとは考えられ
ないので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

元事業主及び元同僚の証言により、申立期間に申立人がB社に勤務していたことは推認できるものの、元事業主は申立人が再入社した昭和 58 年 9 月 1 日までは厚生年金保険に加入させていなかったと証言している。

また、社会保険事務所が保管しているB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人が被保険者資格を取得した昭和 58 年 9 月 1 日より前に健康保険整理番号の欠番は無い上、その中に申立人の名前は見当たらないことから、申立期間に申立人の健康保険厚生年金保険の資格取得の手続は行われていなかったと考えられる。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、昭和 58 年 9 月 1 日に資格を取得し、59 年 9 月 30 日に資格喪失となっており、社会保険事務所の被保険者記録と一致している。

加えて厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、事業所は既に廃業しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 7 月 1 日から 39 年 3 月 29 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所に照会したところ、申立期間について厚生年金保険の加入記録が無いとの回答を得た。
昭和 36 年 7 月 1 日から A 社で厚生年金保険が適用されているはずですが、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元上司数名の証言から、申立人が同社に勤務していたことは推認できるものの、社会保険事務所が管理している同社の健康保険厚生年金保険被保険者原票では、健康保険証の整理番号に欠番は無く、申立期間に申立人に対して健康保険被保険者証が発行された形跡は見当たらない。

また、当時の同被保険者原票には申立期間を含む複数年にわたり算定基礎届の処理が行われたことが記載されており、申立人が申立期間に厚生年金保険被保険者として同社に在籍していれば、複数年にわたり申立人に係る算定基礎届が社会保険事務所に提出されないことは考え難い。

さらに、職業安定所が管理する雇用保険の記録から申立人の雇用保険資格取得日は昭和 39 年 3 月 30 日、同資格喪失日は 44 年 7 月 17 日であり、社会保険事務所が管理する申立人の被保険者記録から厚生年金保険資格取得日は 39 年 3 月 30 日、同資格喪失日が 44 年 7 月 18 日であることが確認でき、社会保険の制度上では退職日の翌日が資格喪失日となることから、両記録は一致しており不自然な点は見られない。

加えて、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

このほか、A 社は既に全喪しており、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 12 月 1 日から 21 年 10 月 1 日まで
② 昭和 47 年 12 月 1 日から 50 年 4 月 1 日まで

昭和 19 年 12 月から 21 年 10 月まで、国からの徴用でAの炭鉱に勤務した。また、昭和 47 年 12 月から 50 年 4 月までは、それ以前に勤務したことのあるBに再度勤務した。

いずれの期間とも、給与から厚生年金保険料が控除されていたので、厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、業務内容を具体的に記憶していることから判断して、炭鉱に勤務していたことは推認できるものの、給与明細書等、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料は無い。

また、勤務していた事業所名や同僚の名前を記憶しておらず、申立てに係る事実を確認することができない。

さらに、申立人が働いていたとする町内には、当時、厚生年金保険の適用事業所が3か所認められるが、いずれの事業所においても、被保険者名簿に申立人の名前は無い。

申立期間②について、申立人は、役員に請われてBに再就職したとしているが、当該事業所は、申立期間より前の昭和 42 年 1 月 26 日に全喪し、申立人に復職を求めたとする役員や同僚であったとする者は、いずれも、申立期間当時、別の事業所で勤務していたことが確認できる。

また、給与明細書等申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる資料が無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 2 日から同年 10 月 31 日まで
② 昭和 31 年 6 月 25 日から 36 年 9 月 30 日まで

中学校を卒業と同時に、実家の A 県 B 村から叔父の会社であった C 県 D 市にある E に入社し、昭和 30 年 4 月から 36 年 9 月まで勤務していた。

記録を見ると在職中の 7 か月間のみ厚生年金保険の被保険者になっている。昭和 31 年 6 月から 3 か月間ほど体調を崩し休職したが、給与は継続して支給されていたので、そのまま厚生年金保険も継続されていると思っていた。同僚は、全員被保険者になっているので、私の記録も調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、社会保険事務所の記録によると、申立人が勤務していたとする E が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和 30 年 11 月 1 日であることが確認でき、それ以前に同社が適用事業所であった記録は無い。

また、申立人の同僚も、申立人と同様、昭和 30 年 11 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

申立期間②について、申立人は、複数の同僚の証言から判断して、E に勤務していたことは推認できるものの、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管している E の健康保険厚生年金被保険者名簿には、申立期間に健康保険整理番号の欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらないことから、事業主により申立人の厚生年金被保険者資格取得手続は行

われていないものと考えられる。

さらに、当時、一緒に勤務していた複数の同僚証言からも、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認することはできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 42 年 8 月 31 日まで
昭和 40 年 10 月より、A (屋号) に勤務していた。Aは、終戦後、中国から引き揚げてきた社長が、現在のB市内のCで営業していた。当時、社会保険の被保険者本人は治療費負担が無く、扶養家族のみ何割かの負担だったので、私はどの就職先の面接でも、社会保険に加入できるかどうかを確かめていた。厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする場所には、昭和 38 年 1 月 25 日にD社が商業登記されており、申立人が勤務していたとするA (屋号) は、この事業所であると推認できる。

しかしながら、社会保険庁の記録では、D社は、昭和 44 年 3 月 31 日に登記閉鎖するまで社会保険を適用しておらず、申立期間において、健康保険及び厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、給与明細書等、申立人が申立期間に係る健康保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無い。

さらに、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない上、申立期間当時の状況を知る関係者の証言からも、申立人が申立期間の健康保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できない。

その上、申立期間当時の同僚の一人は、当該事業所での厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金の加入期間であることが確認できる。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 4 月から同年 9 月まで

私は高校卒業後、新聞の募集広告を見て、A市内にあったB社に入社し、同社の事務所の雑務に従事した。当時、父母がC市に住んでおり、そこから毎日通勤していた。勤めていたのは確かであり、申立期間中、厚生年金保険被保険者となっていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間に係るB社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名（当時申立人は旧姓）は見当たらず、同名簿の健康保険被保険者証の整理番号にも欠番は無い。

また、複数の同僚の証言から、同社では、工場での製造、営業・配達に従事する社員が大多数であり、申立人のような雑務に従事する者はごく少数であったこと、同社では社員採用後、縁故採用でない場合には試用期間を設けることが多かった上、縁故採用で同社に就職したとする同僚の中でも、最大で、入社後5ヶ月経過して初めて厚生年金保険の被保険者となっている者もいることが判明している。これらのことから、申立人については、試用期間中に退職したために給与から厚生年金保険料の控除がなされず、厚生年金保険被保険者資格取得届も行われなかったものと推認される。

さらに、同社は昭和43年に破産しており、人事記録や賃金台帳等の関連資料は無く、当時の事業主及び経理担当者も死亡していることから、申立人の厚生年金保険料控除について確認することはできない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 3 月 26 日から同年 3 月 31 日まで
② 昭和 31 年 3 月 29 日から同年 8 月 9 日まで

私は、平成 19 年ころ、厚生年金保険期間調査を申請したところ、A 社が新たに判明した。ところが、申立期間①及び②の加入期間が未登録になっていた。当時、私は一日たりとも休む状況でなく、働きづめであった。その後、転職はしましたが、昭和 30 年 3 月 26 日から会社に継続して勤務しているにもかかわらず、厚生年金の加入期間の空白期間ができるのは納得ができない。当該期間について被保険者期間であったことを認めて、訂正して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は昭和 30 年 3 月から A 社に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している同社の健康保険・厚生年金保険被保険者原票によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得は 30 年 4 月 1 日となっており、同原票の健康保険被保険者証の整理番号にも欠番は無く、同社の社会保険事務所への届出書類からも、申立人が申立期間①において、被保険者資格を取得したことをうかがわせる状況は確認できない。

また、申立期間②について、申立人は昭和 31 年 3 月から同年 7 月まで B 社に勤務していたと主張しているが、社会保険事務所が保管している同社の健康保険・厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の同社における厚生年金保険被保険者資格取得は 31 年 8 月 10 日となっており、同名簿の健康保険被保険者証の整理番号にも欠番は無く、申立人が申立期間②において、被保険者資格を取得したことをうかがわせる状況は確認で

きない。

さらに、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細等の関連資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 4 月 23 日から 36 年 4 月 10 日まで
昭和 31 年 4 月 23 日から A 社に勤務していたが、36 年 4 月に入り、翌年に結婚を控え退職した。当時、退職金や脱退手当金を一切受け取った記憶はなく、脱退手当金という制度があることすら知らなかった。また、退職後は県内の靴下店に住込みで勤務しており脱退手当金の請求手続きを行うはずがない。脱退手当金を支給されたことになっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険の資格を喪失した前後に資格を喪失し、脱退手当金の受給資格のある女性 30 名のうち、20 名に A 社を最終事業所として脱退手当金の受給記録があり、このうち 8 名は、厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月以内に脱退手当金の支給決定が行われており、当時は通算年金制度発足前であることを踏まえると、当該事業所においては、事業主による代理請求が慣例的に行われていた可能性が高いものと考えられるほか、申立人の申立期間に係る脱退手当金は、A 社の厚生年金保険資格喪失日から約 6 か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人は A 社を退職後、他の事業所に住込みで勤務していたと主張しているが、同一県内での勤務であり従前地には両親が居住していたこともあり、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情とまでは考えられない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。